

足立福祉事務所 介護扶助適正化専門員の集約化について

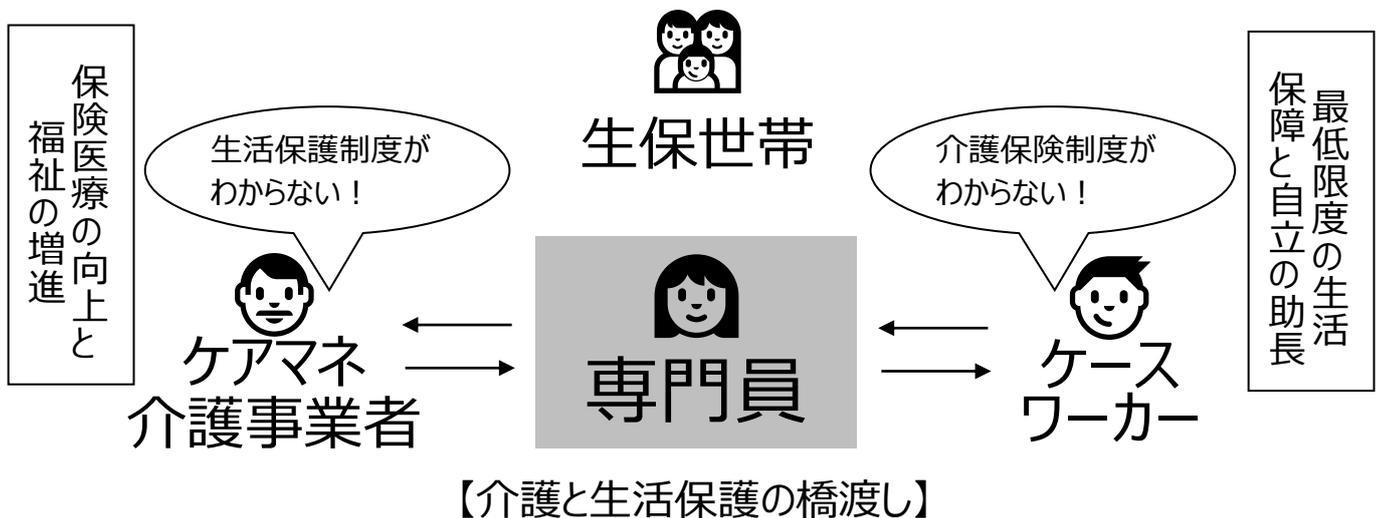
令和4年10月24日

足立福祉事務所

【専門員の集約化について】

- これまで、生保世帯の介護扶助適正化のため、各福祉課（7課）に専門員（専門非常勤）を3名配置していました（4名欠員の状態）。
- 令和4年10月1日から生活保護指導課に3名を集約しました。
- これを契機に業務を見直し、介護事業者の皆様とのさらなる連携に努め、要介護の生活保護受給者の支援体制の構築に努めます。

足立福祉事務所がめざす専門員



【今後の方向性】

- 介護扶助適正化業務を検証し、専門員の役割やかかわり方を見直します。
- 介護事業者のみならずとの連携を深めて、要支援者の支援の向上に努めます。
- 福祉事務所も支援者の一員として、支援の役割を明確にします。

【連絡先】

足立福祉事務所 生活保護指導課

適正化推進係 ☎03-3880-6276（直通）

【地区担当】※原則、担当地区にかかわらずご相談に応じます

- | | | |
|-----------|---------|----|
| ■ 中部第一福祉課 | ■ 千住福祉課 | 木下 |
| ■ 中部第二福祉課 | ■ 西部福祉課 | 山本 |
| ■ 東部福祉課 | ■ 北部福祉課 | 市塚 |